

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年10月24日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

南部汚泥資源化センター送泥管緊急対策工事（その2）

2 履行（納品）場所

磯子区磯子二丁目29番19号から28号地先 ほか

3 契約日

令和6年5月27日

4 履行日又は履行期間

契約締結の日から令和6年9月30日まで

5 契約金額

¥45,958,000.-（うち消費税及び地方消費税額 ¥4,178,000.-）

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社長野工務店

代表取締役 長野 真行

戸塚区小雀町1137番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

新磯子・磯子線送泥管20系において、送泥管の腐食による汚泥漏洩が発生しました。送泥管が破損した場合、破損箇所の周囲に空洞が生じ道路陥没を発生させ、周辺の道路が交通不能になり市民の生活に支障をきたすとともに、南部水再生センターの下水処理ができなくなるため、公共水域の環境を守れなくなり市民の生活に多大な影響をいたします。そのため、20系送泥管は現在破損している箇所を補修（道路陥没防止措置）したうえで、両端に止水板を設置し、休止管とします。

また、20系送泥管と並行して布設されている新磯子・磯子線送泥管10系も同様の腐食が進行している可能性が高いため、現在敷設中である新磯子・磯子線送泥管の代替え送泥管の未施工部分に仮設配管を布設し、南部水再生センターからの安全な送泥ルートを確保する必要があるため、緊急で施工を請けることが可能な事業者と随意契約を

行う必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

送泥管は圧力配管であり、施工において特殊な技術が必要となるため、材料の調達および人員体制の構築を即座に実施可能であり、過年度の応急措置工事においても送泥管の修繕実績がある株式会社長野工務店と応急措置工事の随意契約の相手方として選定しました。

9 所管課

下水道河川局下水道施設部南部下水道センター